

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
平成 27 年 8 月 28 日 答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 3件

国民年金関係 3件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500044号
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第1500043号

第1 結論

平成6年*月から平成8年7月までの請求期間、平成8年8月から同年11月までの請求期間、平成8年12月から平成10年3月までの請求期間、平成10年4月から平成11年3月までの請求期間、平成11年4月から平成12年3月までの請求期間、平成12年12月から平成13年9月までの請求期間、平成14年4月から同年11月までの請求期間、平成15年1月から平成17年3月までの請求期間及び平成17年4月から平成23年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和49年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成6年*月から平成8年7月まで
② 平成8年8月から同年11月まで
③ 平成8年12月から平成10年3月まで
④ 平成10年4月から平成11年3月まで
⑤ 平成11年4月から平成12年3月まで
⑥ 平成12年12月から平成13年9月まで
⑦ 平成14年4月から同年11月まで
⑧ 平成15年1月から平成17年3月まで
⑨ 平成17年4月から平成23年3月まで

請求期間①から⑨までの期間について、私の父又は母がA市の国民年金推進員に対して国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、未納期間、国民年金保険料免除期間及び学生納付特例期間となっている。

私は、国民年金保険料免除や学生納付特例の申請手続きを自分で行っていたが、同時に私の父又は母が国民年金保険料の納付をしていたはずである。請求期間②について、厚生年金保険加入となっているが、当該期間も国民年金保険料を払っていたはずであり、保険料を還付された記憶もない。

請求期間が未納期間、保険料免除期間及び学生納付特例期間となっていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①から⑨までの期間については、請求者は、請求者の父又は母が、国民年金保険料をA市の国民年金推進員に納付していたと主張している。

しかしながら、請求者の父は既に亡くなっており、その証言を得ることができず、請求者の母からも請求者の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる具体的な証言が得られない上、請求者は保険料の納付に直接関与していないことから、保険料の納付状況が不明である。

また、請求期間①、②、③、⑤、⑦、⑧及び⑨については、請求者に係るA市の年金資格履歴及びオンライン記録によると国民年金保険料免除期間及び学生納付特例期間とされていることが確認できることから、当該期間の保険料を現年度納付することは制度上できない。

さらに、請求期間④について、請求者の家族（請求者の母、姉及び長弟）の当該期間に係るオンライン記録によると、全員の国民年金保険料が未納であることが確認できる。

なお、請求期間②については、当初、国民年金保険料免除期間として記録されていたところ、厚生年金保険被保険者期間であったことが平成15年7月に判明したことにより、保険料免除期間から厚生年金保険被保険者期間に訂正されていることが確認できる。

そのほか、請求者が、請求期間①から⑨までの期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500300号
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第1500044号

第1 結論

昭和55年4月から昭和62年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和55年4月から昭和62年3月まで

私は老後のことを考えて国民年金に入らないといけなと思い、昭和55年頃に加入した。国民年金の加入手続についてはどこでどのようにやったのか記憶はないが、国民年金保険料の納付書は送られてきていたので、農協や金融機関等で納付したが、年金手帳は何年も送られてこなかった。

請求期間が未納とされていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和55年頃国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は、納付書が送られてきたので、農協や金融機関等で納付していたと主張しているが、国民年金の加入手続及び保険料納付に関する具体的な記憶が明確でなく、これらの状況が不明である。

また、請求者の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から昭和62年10月頃に払い出されたと推認され、その払出時点において、請求者は20歳到達時に遡って国民年金の被保険者資格を取得しており、当該払出時点では、請求期間のうち、昭和55年4月から昭和60年6月までの期間は、時効により国民年金保険料の納付ができない期間であり、昭和60年7月から昭和62年3月までの期間は過年度保険料の納付が可能な期間となるが、上記のとおり納付状況が不明である上、請求者は過年度保険料を納付した明確な記憶はない。

また、オンラインの氏名検索等により調査したが、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、請求者が、請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、ほかに請求期間について保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500318号
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第1500045号

第1 結論

昭和51年8月から昭和54年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和29年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和51年8月から昭和54年3月まで

私の父が、昭和54年4月頃、A市役所のB地区事務所(現在は、A市C区役所D出張所)で、私の国民年金の加入手続きを行い、未納となっていた期間の国民年金保険料を当該事務所に一括で納付してくれた。

請求期間が未納とされていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求者の父が、昭和54年4月頃、A市役所のB地区事務所で、請求者の国民年金の加入手続きを行い、未納となっていた期間の国民年金保険料を当該事務所に一括で納付してくれたと主張しているが、国民年金の加入手続き及び保険料納付を行ったとする請求者の父は、既に亡くなっているため事情を聴取することができず、請求者自身は国民年金の加入手続き及び保険料納付に直接関与していないため、これらの状況が不明である。

また、請求者の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和54年5月頃に払い出されたと推認され、当該払出時点は特例納付実施期間内であり、請求期間の国民年金保険料を過年度納付及び特例納付により納付することは可能であるが、上記のとおり納付状況が不明である上、過年度保険料及び特例納付保険料は、A市役所のB地区事務所窓口で納付することはできない。

さらに、オンラインの氏名検索等により調査したが、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、請求者が、請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、ほかに請求期間について保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。